⑷　法人税法第59条第３項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式⑰」とあるのは「（第６号様式⑰―別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓―別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑸　租税特別措置法第59条の２又は第68条の62の２の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４）の㉜又は法人税の明細書（別表４の２付表）の⑩の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

［⑹　略］

⑺　第６号様式別表５の㉗から㉜までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

［４　略］

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十六　挿入］

第六号様式別表五の二の二（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

［第６号様式別表５の２の２記載要領　略］

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十八　挿入］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２の３記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22若しくは法附則第９条第１項若しくは第４項から第７項まで若しくは平成28年改正法附則第５条第11項又は政令第20条の２の25の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　略］

３　次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業（法第72条の２第１項第１号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（同項第２号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）とを合計した数を記載すること。

［⑴～⑶　略］

［４～８　略］

⑷　法人税法第59条第３項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式⑫」とあるのは「（第６号様式⑫―別表11⑫）」と、「別表５㉒」とあるのは「（別表５㉒―別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑸　租税特別措置法第59条の２又は第68条の62の２の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４）の㉜又は法人税の明細書（別表４の２付表）の㊶の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

［⑹　同左］

⑺　第６号様式別表５の㉖から㉛までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

［４　同左］

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十五　挿入］

第六号様式別表五の二の二（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

［第６号様式別表５の２の２記載要領　同左］

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十七　挿入］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２の３記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22若しくは法附則第９条第１項若しくは第４項から第７項まで若しくは平成28年改正法附則第５条第14項又は政令第20条の２の25の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　同左］

３　次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業（法第72条の２第１項第１号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（法第72条の２第１項第２号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）とを合計した数を記載すること。

［⑴～⑶　同左］

［４～８　同左］